

平成 27 年度第 2 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 27 年 4 月 24 日（金）午前 10 時 00 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 新
総括課長 坊良 英樹
総務・任用担当課長 加藤 勝章
審査・給与担当課長 藤村 朗

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、協議事項 1、並びに報告事項 1、報告事項 2、及び報告事項 4 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則に関する一部改正について	(公開)
議案第 2 号	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について	(公開)
議案第 3 号	公平事務委託市町村等管理職員等指定基準の一部改正について	(公開)
協議事項 1	不利益処分についての不服申立て（26 人委（不）第 1 号事案）の裁決書案について	(非公開)
報告事項 1	平成 27 年職種別民間給与実態調査の実施概要について	(非公開)
報告事項 2	平成 26 年度採用候補者名簿からの採用状況について	(非公開)
報告事項 3	平成 27 年度岩手県警察官（武道指導）採用選考の実施について	(公開)
報告事項 4	解雇予告除外認定について	(非公開)

5 審議の状況（結果）

(1) 公開とした会議

〔議案第 1 号〕

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則に関する一部改正について、決定した。資料はこちら

〔議案第 2 号〕

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について、決定した。資料はこちら

〔議案第 3 号〕

公平事務委託市町村等管理職員等指定基準の一部改正について、決定した。資料はこちら

〔報告事項 3〕

平成 27 年度岩手県警察官（武道指導）採用選考の実施について、報告があった。

(2) 非公開とした会議

〔協議事項 1〕

不利益処分についての不服申立て（26 人委（不）第 1 号事案）の裁決書案について、協議した。

〔報告事項1〕

平成27年職種別民間給与実態調査の実施概要について、報告があった。

〔報告事項2〕

平成26年度採用候補者名簿からの採用状況について、報告があった。

〔報告事項4〕

解雇予告除外認定について、報告があった。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について

平成27年4月24日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。

第2 規則案の内容

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすること。（第7条の2関係）

第3 施行期日（附則関係）

公布の日から施行すること。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスを行う事業又は同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設</p> <p>(2) <u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業のうち人事委員会が別に定めるもの</u>を行う場所</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスを行う事業又は同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設</p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業のうち人事委員会が別に定めるもの</u>を行う場所</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について

1 現行制度の内容（第7条の2第2項関係）

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則において、児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業を行う施設等に子を送迎するため赴く職員について、早出遅出（8時出勤又は9時出勤）の勤務を認めているところ。

〔具体的内容〕

<規則第7条の2第2項第1号>

児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業又は同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設

○ 放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項）

【設置状況】平成27年4月1日現在：県内 61 事業所

【事業内容】就学している障がい児が放課後や休業日に児童発達支援センターその他の省令で定める施設に通い、生活能力向上のための必要な訓練等を受けるサービス

○ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（児童福祉法第6条の3第2項）

【設置状況】平成26年5月1日現在：県内 306 カ所

【事業内容】保護者が労働等により昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に対し、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び・生活の場を与えて健全育成を図るもの。

<規則第7条の2第2項第2号>

児童福祉法施行規則第19条第3号に規定する事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う場所

「人事委員会が別に定めるもの」

⇒ ○ 相互援助活動（保育施設までの送迎、保護者の急用時等の一時預かり等）

2 改正の内容

- 児童福祉法の改正により、相互援助活動の推進及び子育て支援に関する多様な需要への対応を行うため、新たに、児童福祉法第6条の3第14項に「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」が位置づけられるとともに、その事業内容が定められ、児童福祉法施行規則第19条第3号の規定は削除されたことから、これに対応し改正を行うもの。

- 国の改正の内容

現行 (削除)	<p>児童福祉法施行規則 第19条第3号</p> <p>保護者であつてその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この号において「援助希望者」という。）との連携及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業</p> <p>〔 ○ 相互援助活動（保育施設までの送迎、保護者の急用時等の一時預かり等） 〕</p>
改正後 (新設)	<p>児童福祉法 第6条の3第14項</p> <p>この法律で、<u>子育て援助活動支援事業</u>とは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。</p> <p><u>1 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴つて行うものを含む。）を行うこと。</u></p> <p><u>2 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。</u></p> <p>〔 ○ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 【実施状況】平成26年度：9市（盛岡、宮古、大船渡、花巻、北上、一関、釜石、奥州、滝沢） 〕</p>

議案第2号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 について

平成27年4月24日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 改正の趣旨

公平事務委託市町村等の組織の改編等に伴い、管理職員等の範囲を指定しようとするものである。

第2 改正の内容

- 1 公平事務委託市町村等から管理職員等の指定の内申があった職のうち、指定する必要がある職を規則別表中の当該公平事務委託市町村等の項に加えること。
- 2 既に管理職員等に指定されている職のうち、次に掲げるものを削ること。
 - ア 廃止された職
 - イ 組織の現状、分掌事務及びその有する権限から見て指定しておくことが適当でない職
 - ウ 教育長

第3 施行期日（附則関係）

- 1 公布の日から施行すること。
- 2 所要の経過措置を講ずること。

H27管理職員検討表

※教育長については、当委員会の職権により一括で改正するため、この表への記載は省略する。

No.	規則 順	市町村等 名	組	職	所 属 名	検 討 対 象 の 職			管理職員等指定基準			備 考	
						職 名	内 申 状 況	格 付	部 下 数	該 当 基 準	指 定 要 否		理 由
1	1-1	宮古市	市長の事務 部局	本庁	総務課	副主幹 (人事、給与、 服務、職員団体 及び法規審査の事務 を担当する者に限 る。)	新規	行5		第1-7	要	指定基準のとおり。	人事、給与、服務、職員団体及び法規審査の事務の担当長として、副主幹を設置するため。
2	1-2	大船渡市	市長の事務 部局	本庁		技監(水産課及び建設課の技監に限る。)	新規	行5・ 6		第1-6	要	指定基準のとおり。	部課長会議等出席し、市政の政策決定に携わる地位にあるため。
3	1-3	花巻市	市長の事務 部局	本庁		部次長	新規	行6		第1-4	要	指定基準のとおり。	職の設置に伴うもの。
			教育委員会の事務局等	事務局	教育企画課	室長(国際交流室の室長に限る。) →室長	変更	行5		第1-5	要	指定基準のとおり。	国際交流室に限らず、市長部局内の室長は、課長に相当する組織の長の職のため。
4	1-4	北上市	市長の事務 部局	本庁	まちづくり部	参事	新規	行7		第1-4	要	指定基準のとおり。	職の設置に伴うもの。
5	1-5	久慈市	市長の事務 部局	本庁	総務課 財政課 政策推進課	総括主査 →係長 総括主査 →係長 総括主査(秘書の事務を担当する者に限る。)	変更 変更 削除	行4 行4 行4	4	第1-8 第1-8 第1-8	要 要 要 削除	指定基準のとおり。 指定基準のとおり。 指定基準のとおり。	部下職員の減少による。今回の改正で、花巻市15の保育園のうち6の保育園の園長が管理職員指定。 職の新設によるもの。 組織の再編によるもの。 組織の再編によるもの。 組織の再編によるもの。
6	1-6	遠野市	教育委員会の事務局等	事務局		教育次長 →教育部長	変更	行6		第1-9	要	指定基準のとおり。	職名の変更によるもの。
7	1-7	一関市	市長の事務 部局	本庁	市長公室 秘書室 →秘書課	室長 室長補佐 →課長補佐 秘書主任主査 →秘書係長	新規 変更 変更	行7 行5 行4		第1-4 第1-7 第1-8	要 要 要	指定基準のとおり。 指定基準のとおり。 指定基準のとおり。	組織・職の新設によるもの。 組織の再編によるもの。 組織の再編によるもの。

No.	規則順	市町村等名	組	職	検討対象の職			管理職員等指定基準			備考	
					所属名	職名	内申状況	格付	部下数	該当基準		指定要否
				職員課	課長補佐(人事給与の事務を担当する者に限る。) →課長補佐(人事又は給与の事務を担当する者に限る。)	変更	行5		第1-7	要	指定基準のとおり。	組織の再編によるもの。
					人事給与係長 →人事研修係長 →給与厚生係長	変更	行4		第1-8	要	指定基準のとおり。	組織の再編によるもの。
				財政課	行革推進係長	削除	行5		第1-8	削除	職が廃止となるため。	組織の再編によるもの。
					財政企画係長	新規	行4		第1-8	要	指定基準のとおり。	組織の再編によるもの。
				保育園	園長(摺沢保育園)	新規	行5	9	第2-5	要	指定基準のとおり。	部下職員の増加による。今回の改正で一関市19の保育園のうち10の保育園の園長が管理職員指定。
					園長(折壁保育園)	新規	行6	8	第2-5	要	指定基準のとおり。	部下職員の増加による。今回の改正で一関市19の保育園のうち10の保育園の園長が管理職員指定。
				こども園	園長(黄海こども園)	新規	行5	6	第2-5	要	指定基準のとおり。	部下職員の増加による。今回の改正で一関市2のこども園の園長がいずれも管理職員指定。
8	1-8	陸前高田市	市長の事務局	本庁	室長(復興対策局事業推進室及び幹線道路対策室の室長に限る。)	新規	行5		第1-5	要	指定基準のとおり。	組織上管理的地位にあることから内申するもの。
				保育所	所長(矢作保育所)	新規	行4	5	第2-5	要	指定基準のとおり。	部下職員の増加による。今回の改正で陸前高田市5の保育所の所長がいずれも管理職員指定。
			教育委員会事務局等	事務局	室長	新規	行5		第1-10	要	指定基準のとおり。	平成20年4月設置。部下職員が全て派遣職員であるが、管理的地位にあることから今回内申するもの。
			学校給食センター		所長	新規	行5		第2-8	要	指定基準のとおり。	規則改正により市長部局の課長と同等に取扱うため。
9	1-9	釜石市	市長の事務局	本庁	事務局長(復興推進本部の事務局長に限る。)	新規	行7		第1-4	要	指定基準のとおり。	専任の部長職の職員を配置することとしたため。

2015/4/22

No.	規則順	市町村等名	組	織	検討対象の職			管理職員等指定基準			備考		
					所属名	職名	内申状況	格付	部下数	該当基準		指定要否	理由
					生活支援室	室長	新規	行6		第1-5	要	指定基準のとおり。	課長職の職員を配置することとしたため。
10	1-10	二戸市	市長の事務部局	本庁	用地調整室	室長	削除				削除	同室が廃止となるため。	新たに職員を配置したため。
11	1-11	八幡平市	市長の事務部局	本庁	財政課	主幹	新規	行5		第1-7	要	指定基準のとおり。	
					総務課	契約管財係長	削除				削除	係が廃止となるため。	
						組織再編係長	新規	行3		第1-8	要	指定基準のとおり。	組織の再編によるもの。
						管財係長	新規	行3		第1-8	要	指定基準のとおり。	組織の再編によるもの。
12	1-12	奥州市	市長の事務部局	本庁	総務課	課長補佐 →課長補佐(人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。)	変更	行5		第1-7	要	指定基準のとおり。	総務課の課長補佐3名のうち、人事、給与又は服務の事務を担当する課長補佐のみを管理職等に指定しようとするもの。
					財産運用課	課長補佐 →課長補佐(庁舎管理に関する者に限る。)	変更	行5		第1-7	要	指定基準のとおり。	財産運用課の課長補佐2名のうち、庁舎管理に関する事務を担当する課長補佐のみを管理職等に指定しようとするもの。
				病院(まごころ病院に限る。)		院長	削除				削除	平成27年度から医療局に統合されたことに伴うもの。	
						副院長	削除				削除	平成27年度から医療局に統合されたことに伴うもの。	
						科長	削除				削除	平成27年度から医療局に統合されたことに伴うもの。	
						事務長	削除				削除	平成27年度から医療局に統合されたことに伴うもの。	
				診療所		所長	削除				削除	平成27年度から医療局に統合されたことに伴うもの。	
				歯科診療所		事務長	削除				削除	平成27年度から医療局に統合されたことに伴うもの。	
						所長	削除				削除	平成27年度から医療局に統合されたことに伴うもの。	
13	1-16	滝沢市	市長の事務部局	本庁	人事課 →総務課	主査 →総括主査(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)	変更	行5		第1-7	要	指定基準のとおり。	課名の変更によるもの。

2015/4/22

No.	規則順	市町村等名	組	織	検討対象の職			管理職員等指定基準			備考	
					所属名	職名	内申状況	格付	部下数	該当基準		指定要否
			教育委員会の事務局等	事務局		部長 →教育次長	変更	行7		第1-9	要	職名の変更によるもの。
14	1-13	雫石町	町長の事務部局	本庁	総務課	課長補佐	新規	行5		第3-5	要	職の設置に伴うもの。
					復興整備課	推進監	新規	行5		第3-4	要	職の設置に伴うもの。
					企画財政課	課長補佐	新規	行4		第3-5	要	職の設置に伴うもの。
15	1-14	葛巻町	町長の事務部局	診療所 本庁	雫石診療所	看護師長 参事	新規 新規	医5 行6		第4-4 第3-3	要 要	職の設置に伴うもの。
					葛巻病院	名誉院長 看護師長	新規 新規	医4 医5		第4-1 第4-4	要 要	職の設置に伴うもの。 看護職員の管理監督体制の強化を図るため、看護師長を任命したことに伴う指定するもの。
16	1-15	岩手町			改正なし							
17	1-17	紫波町	町長の事務部局	本庁	総務課	職員管財室長	削除	行4			削除	職が廃止となるため。
					企画課	職員秘書室長 政策調整室長 財政政策室長 室長	新規 削除 新規 新規	行4 行4 行4 行6		第3-5 第3-5 第3-4	要 削除 要 要	組織の再編によるもの。 組織の再編によるもの。 組織の再編によるもの。 組織の再編によるもの。 職（出納室長）の設置に伴うもの。
19	1-19	西和賀町			改正なし							
20	1-20	金ヶ崎町			改正なし							
21	1-21	平泉町			改正なし							
22	1-22	住田町			改正なし							
23	1-23	大槌町	町長の事務部局	本庁		室長（出納室及び被災者支援室の室長に限る。） →室長	変更	行5		第3-4	要	組織の長としての職責から、全ての室長を指定するもの。
24	1-24	山田町			改正なし							
25	1-25	岩泉町			改正なし							
26	1-26	田野畑村			改正なし							
27	1-27	普代村			改正なし							
28	1-28	軽米町	町長の事務部局	保育園		園長（晴山保育園）	新規	行6	5	第4-2	要	部下職員の増加による。今回の改正で軽米町4の保育園のうち3の保育園の園長が管理職員指定。
29	1-29	野田村			改正なし							
30	1-30	九戸村			改正なし							
31	1-31	洋野町			改正なし							

2015/4/22

No.	規則 順	市町村等 名	組	職	検討対象の職			管理職員等指定基準			備 考	
					所属名	職名	内申状況	格付	部下数	該当基準		指定要否
32	1-32	一戸町			改正なし							
33	2-1	岩手県市町村総合事務組合			改正なし							
34	2-2	北上地区広域行政組合			改正なし							
35	2-3	二戸地区広域行政事務組合			改正なし							
36	2-4	盛岡北部行政事務組合			改正なし							
37	2-5	紫波、稗貫衛生処理組合			改正なし							
38	2-6	岩手・玉山環境組合			改正なし							
39	2-7	盛岡・紫波地区環境施設組合			改正なし							
40	2-8	岩手県競馬組合			改正なし							
41	2-9	岩手県沿岸知的障害児施設組合			改正なし							
42	2-10	大船渡地区環境衛生組合			改正なし							
43	2-11	釜石大槌地区行政事務組合			改正なし							
44	2-12	宮古地区広域行政組合			改正なし							
45	2-13	岩手県自治会館管理組合			改正なし							
46	2-14	盛岡市・矢巾町都市計画事業等			改正なし							
47	2-15	岩手中部広域行政組合			改正なし							
48	2-16	一関地区広域行政組合			改正なし							
49	2-17	岩手沿岸南部広域環境組合			改正なし							
50	2-18	奥州金ヶ崎行政事務組合	管理者の事務部局		企画総務課	主幹（人事、給与又は職務の事務を担当する者に限る。）	新規	行6	第5-5	要	指定基準のとおり。	職の設置に伴うもの。
51	2-19	岩手北部広域環境組合			改正なし							
52	2-20	滝沢・磐石環境組合			改正なし							
53	3-1	気仙広域連合			改正なし							
54	3-2	久慈広域連合			改正なし							
55	3-3	岩手県後期高齢者医療広域連合			改正なし							

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

改正前		改正後	
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）	
1 宮古市		1 宮古市	
組 織	職 員	組 織	職 員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次長 課長 産業支援センター所長 室長 (秘書室、きれいなまち推進室及び子 育て支援室の室長に限る。) 総務課 の主査(人事、給与、服務、職員団体 及び法規審査の事務を担当する者に限 る。) 企画課の副主幹(秘書の事務 を担当する者に限る。) 財政課の副 主幹及び主査(予算及び庁舎管理の事 務を担当する者に限る。)	市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次長 課長 産業支援センター所長 室長 (秘書室、きれいなまち推進室及び子 育て支援室の室長に限る。) 総務課 の副主幹及び主査(人事、給与、服務 、職員団体及び法規審査の事務を担当 する者に限る。) 企画課の副主幹(秘 書の事務を担当する者に限る。) 財 政課の副主幹及び主査(予算及び 庁舎管理の事務を担当する者に限る。)
[略]		[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局 教育長 教育部長 課長 総務課の副 主幹	教育委 員会の 事務局 等	事務局 教育部長 課長 総務課の副主幹
[略]		[略]	
2 大船渡市		2 大船渡市	
組 織	職 員	組 織	職 員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長(大船渡魚市場建設推進 室の次長に限る。) 秘書広聴課の課 長補佐及び秘書係長 総務課の課長補 佐(人事、給与及びサービスの事務を担当 する者に限る。) 及び人事係長 財政 課の課長補佐(予算の事務を担当する 者に限る。) 及び財政係長	市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長(大船渡魚市場建設推進 室の次長に限る。) 技監(水産課及 び建設課の技監に限る。) 秘書広聴 課の課長補佐及び秘書係長 総務課の 課長補佐(人事、給与及びサービスの事務 を担当する者に限る。) 及び人事係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当

		[略]
教育委員会 の 事務局 等	本庁	教育長 教育次長 課長 生涯学習課の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）
		[略]
		[略]

3 花巻市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の 事務局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐及び秘書係長 財政課の課長補佐及び財政係長
		[略]
教育委員会 の 事務局 等	事務局	教育長 部長 課長 教育企画課の課長補佐
		[略]
	保育園	園長（日居城野保育園、西公園保育園、南城保育園、湯本保育園、宮野目保育園、大迫保育園及び成島保育園の園長に限る。）
		[略]
		[略]

4 北上市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の 事務局	本庁	部長 会計管理者 課長 政策企画課の課長補佐及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 財政課の課長補佐、財政係長及び管財係長
教育委員会 の 事務局 等	事務局	教育長 教育部長 課長 総務課の課長補佐
		[略]

		当する者に限る。）及び財政係長
		[略]
教育委員会 の 事務局 等	本庁	教育次長 課長 生涯学習課の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）
		[略]
		[略]

3 花巻市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の 事務局	本庁	部長 会計管理者 部次長 課長 室長 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐及び秘書係長 財政課の課長補佐及び財政係長
		[略]
教育委員会 の 事務局 等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐 施設管理監
		[略]
	保育園	園長（日居城野保育園、西公園保育園、南城保育園、宮野目保育園、大迫保育園及び成島保育園の園長に限る。）
		[略]
		[略]

4 北上市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の 事務局	本庁	部長 会計管理者 参事 課長 政策企画課の課長補佐及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 財政課の課長補佐、財政係長及び管財係長
教育委員会 の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 総務課の課長補佐
		[略]

[略]

5 久慈市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 総務課の <u>総括主査</u> 財政課の <u>総括主査</u> 政策推進課の <u>総括主査</u> （秘書の事務を担当する者に限る。）
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育長 教育次長 課長 室長
[略]		
[略]		

6 遠野市

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育長 教育部長 担当部長 課長 教務課の課長補佐
[略]		
[略]		

7 一関市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 参事 技監 会計管理者 部次 長 副参事 課長 室長 監 <u>秘書室</u> の室長補佐及び秘書主任主査 職員課 の課長補佐（ <u>人事給与</u> の事務を担当す る者に限る。）及び <u>人事給与係長</u> 総 務課の課長補佐及び法規文書係長 財 政課の課長補佐、財政係長、 <u>行革推進</u> <u>係長</u> 及び管財係長
[略]		
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園 、興田保育園、猿沢保育園、千厩保育 園、奥玉保育園、長坂保育園及び川崎 保育園の園長に限る。）

[略]

5 久慈市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 総務課の <u>係長</u> 財政課の <u>係長</u>
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 室長
[略]		
[略]		

6 遠野市

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 担当部長 課長 教務課の 課長補佐
[略]		
[略]		

7 一関市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	<u>市長公室長</u> 部長 参事 技監 会計 管理者 部次長 副参事 課長 室長 監 <u>秘書課</u> の課長補佐及び秘書係長 職員課の課長補佐（ <u>人事又は給与</u> の 事務を担当する者に限る。） <u>、人事研</u> <u>修係長</u> 及び <u>給与厚生係長</u> 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 財政課の課 長補佐、財政係長、 <u>財政企画係長</u> 及び 管財係長
[略]		
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園 、 <u>摺沢保育園</u> 、興田保育園、猿沢保育 園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保 育園、 <u>折壁保育園</u> 及び川崎保育園の園 長に限る。）

	こども園	園長 <u>(藤沢こども園の園長に限る。)</u>
教育委員会 の 事務局 等	事務局	教育長 部長 部次長 課長 監 教 育総務課の庶務係長 学校教育課の課 長補佐 (人事の事務を担当する者に限 る。)
	[略]	
[略]		

8 陸前高田市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	理事 部長 局長 会計管理者 課長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財 政課の課長補佐及び財政係長
	[略]	
	保育所	所長 <u>(矢作保育所の所長を除く。)</u>
教育委 員会 の 事務局 等	事務局	教育長 教育次長 課長
	小学校 及び中 学校	[略]
[略]		

9 釜石市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 副室長 危機管理監 技監 会 計管理者 部次長 副本部長 課長 事務局次長 所長 (地域包括支援セン ターの所長に限る。) 室長 (世界遺 産登録推進室、国土調査推進室、高規 格幹線道路対策室、都市整備推進室、 <u>用地調整室、復興住宅整備室及びリー ディング事業推進室の室長に限る。)</u> 総務課の課長補佐、秘書係長、行政 係長及び職員係長 財政課の課長補佐 及び財政係長

	こども園	園長
教育委 員会 の 事務局 等	事務局	部長 部次長 課長 監 教育総務課 の庶務係長 学校教育課の課長補佐 (人 事の事務を担当する者に限る。)
	[略]	
[略]		

8 陸前高田市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	理事 部長 局長 会計管理者 課長 <u>室長 (復興対策局事業推進室及び幹 線道路対策室の室長に限る。)</u> 企画 政策課の課長補佐及び秘書係長 総務 課の課長補佐及び職員係長 財政課の 課長補佐及び財政係長
	[略]	
	保育所	所長
教育委 員会 の 事務局 等	事務局	教育次長 課長 <u>室長</u>
	小学校 及び中 学校	[略]
	学校給 食セン ター	所長
[略]		

9 釜石市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 副室長 危機管理監 <u>事務局長 (復興推進本部の事務局長に限る。)</u> 技監 会計管理者 部次長 副本部 長 課長 事務局次長 所長 (地域包 括支援センターの所長に限る。) 室 長 (世界遺産登録推進室、国土調査推 進室、高規格幹線道路対策室、都市整 備推進室、復興住宅整備室、 <u>リーディ ング事業推進室及び生活支援室の室長 に限る。)</u> 総務課の課長補佐、秘書 係長、行政係長及び職員係長 財政課

		[略]
教育委員会等の事務局	事務局	教育長 教育次長 課長
		[略]
		[略]

10 二戸市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 室長（財政課財産管理室の室長に限る。） 政策推進課の副主幹及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務課の副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財政課の副主幹及び財政課財産管理室の副主幹
		[略]
教育委員会等の事務局	事務局	教育長 部長 課長 副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）
		[略]
		[略]

11 八幡平市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長 市長公室の室長補佐、秘書広報係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び契約管財係長
		[略]
教育委員会等の事務局	事務局	教育長 教育次長 課長
		[略]
		[略]

12 奥州市

組 織	職 員	
	[略]	

		の課長補佐及び財政係長
		[略]
教育委員会等の事務局	事務局	教育次長 課長
		[略]
		[略]

10 二戸市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 室長（財政課財産管理室の室長に限る。） 政策推進課の副主幹及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務課の副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財政課の主幹、副主幹及び財政課財産管理室の副主幹
		[略]
教育委員会等の事務局	事務局	部長 課長 副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）
		[略]
		[略]

11 八幡平市

組 織	職 員	
	[略]	
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長 市長公室の室長補佐、秘書広報係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長、組織再編係長及び管財係長
		[略]
教育委員会等の事務局	事務局	教育次長 課長
		[略]
		[略]

12 奥州市

組 織	職 員	
	[略]	

市長の 事務部 局	本庁	部長 室長（行財政改革推進室及び国 体推進室の室長に限る。） 会計管理 者 課長 総務課の課長補佐、秘書係 長、行政係長及び職員係長 財政課の 課長補佐及び財政係長 財産運用課の 課長補佐
	[略]	
	福祉事 務所	[略]
	病院（ まごこ ろ病院 に限る 。）	院長 副院長 科長 事務長
	診療所	所長 事務長
	歯科診 療所	所長
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育長 教育部長 課長 教育総務課 の課長補佐
	[略]	
[略]		

13 滝沢市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長 <u>人事 課の主査</u> （人事、給与及びサービスの事務 を担当する者に限る。） 財務課の主 査（予算の事務を担当する者に限る。 ）
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育長 部長 課長（担当課長を除く 。） 室長
	[略]	
[略]		

14 雫石町

組 織	職 員	
[略]		

市長の 事務部 局	本庁	部長 室長（行財政改革推進室及び国 体推進室の室長に限る。） 会計管理 者 課長 総務課の課長補佐（ <u>人事、 給与又は服務に関する事務を担当する 者に限る。</u> ）、秘書係長、行政係長及 び職員係長 財政課の課長補佐及び財 政係長 財産運用課の課長補佐（ <u>庁舎 管理に関する事務を担当する者に限る 。</u> ）	
	[略]		
	福祉事 務所	[略]	
	教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 教育総務課の課長補 佐
	[略]		
	[略]		

13 滝沢市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長 <u>総務 課の総括主査</u> （人事、給与及びサービスの 事務を担当する者に限る。） 財務課 の主査（予算の事務を担当する者に限 る。）
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育次長 課長（担当課長を除く。） 室長
	[略]	
[略]		

14 雫石町

組 織	職 員	
[略]		

町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 保健師長 総務課 の主査（人事、給与、服務、法規審査 又は庁舎管理の事務を担当する者に限 る。） 企画財政課の主査（予算の事 務を担当する者に限る。）
	診療所	所長 副所長 事務長
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育長 課長
	[略]	
[略]		

町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 <u>推進監</u> 保健師長 総務課の <u>課長補佐及び主査</u> （人事、 給与、服務、法規審査又は庁舎管理の 事務を担当する者に限る。） 企画財 政課の <u>課長補佐及び主査</u> （予算の事務 を担当する者に限る。）
	診療所	所長 副所長 事務長 <u>看護師長</u>
教育委 員会の 事務局 等	事務局	課長
	[略]	
[略]		

15 葛巻町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務企画課の室長 （給与、予算、法規審査及び庁舎管理 の事務を担当する者に限る。） 政策 秘書課の室長
	病院	病院長 理事 副院長 科長 事務局 長 総看護師長
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育長 教育次長
	[略]	
[略]		

15 葛巻町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	<u>参事</u> 課長 会計管理者 総務企画課 の室長（給与、予算、法規審査及び庁 舎管理の事務を担当する者に限る。） 政策秘書課の室長
	病院	<u>名誉院長</u> 病院長 理事 副院長 科 長 事務局長 総看護師長 <u>看護師長</u>
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育次長
	[略]	
[略]		

16 岩手町

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育長 教育次長
	[略]	
[略]		

16 岩手町

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育次長
	[略]	
[略]		

17 紫波町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長（総務 文書室、 <u>職員管財室及び政策調整室</u> の室長に限る。）

17 紫波町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長（総務 文書室、 <u>職員秘書室及び財務政策室</u> の室長に限る。）

	[略]	
教育委員会 事務局長等	事務局	教育長 教育部長 課長
	[略]	
[略]		

18 矢巾町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務局長	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補佐 及び職員係長
	[略]	
教育委員会 事務局長等	事務局	教育長 課長
	[略]	
[略]		

19 西和賀町

組 織	職 員	
[略]		
教育委員会 事務局長等	事務局	教育長 課長
	[略]	
[略]		

20 金ケ崎町

組 織	職 員	
[略]		
教育委員会 事務局長等	事務局	教育長 教育次長
	[略]	
[略]		

21 平泉町

組 織	職 員	
[略]		
教育委員会 事務局長等	事務局	教育長 教育次長 世界遺産推進室長
	[略]	

	[略]	
教育委員会 事務局長等	事務局	教育部長 課長
	[略]	
[略]		

18 矢巾町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務局長	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐及び職員係長
	[略]	
教育委員会 事務局長等	事務局	課長
	[略]	
[略]		

19 西和賀町

組 織	職 員	
[略]		
教育委員会 事務局長等	事務局	課長
	[略]	
[略]		

20 金ケ崎町

組 織	職 員	
[略]		
教育委員会 事務局長等	事務局	教育次長
	[略]	
[略]		

21 平泉町

組 織	職 員	
[略]		
教育委員会 事務局長等	事務局	教育次長 世界遺産推進室長
	[略]	

[略]

22 住田町

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育長 教育次長
員会の 事務局 等	[略]
[略]	

23 大槌町

組 織	職 員
[略]	
町長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 局長 課長 室長 (出納室及び被災者支援室の室長に限 る。) 総務課の主幹及び主任主査
教育委 事務局	教育長 部長 教育次長 課長
員会の 事務局 等	[略]
[略]	

24 山田町

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育長 教育次長 課長
員会の 事務局 等	[略]

25 岩泉町

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育長 教育次長
員会の 事務局 等	[略]
[略]	

26 田野畑村

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育長 教育次長

[略]

22 住田町

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育次長
員会の 事務局 等	[略]
[略]	

23 大槌町

組 織	職 員
[略]	
町長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 局長 課長 室長 総務課の主幹及び主任主査
教育委 事務局	部長 教育次長 課長
員会の 事務局 等	[略]
[略]	

24 山田町

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育次長 課長
員会の 事務局 等	[略]

25 岩泉町

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育次長
員会の 事務局 等	[略]
[略]	

26 田野畑村

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育次長

委員会の 事務局 等	[略]
[略]	

27 普代村

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育長 教育次長
委員会の 事務局 等	[略]
[略]	

28 軽米町

組 織	職 員
[略]	
町長の 事務局	[略]
保育園 局	園長（軽米保育園及び小軽米保育園の 園長に限る。）
[略]	
教育委 事務局	教育長 教育次長 担当主幹
委員会の 事務局 等	[略]
[略]	

29 野田村

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育長 教育次長
委員会の 事務局 等	[略]

30 九戸村

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育長 教育次長
委員会の 事務局 等	[略]

31 洋野町

組 織	職 員
-----	-----

委員会の 事務局 等	[略]
[略]	

27 普代村

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育次長
委員会の 事務局 等	[略]
[略]	

28 軽米町

組 織	職 員
[略]	
町長の 事務局	[略]
保育園 局	園長（軽米保育園、小軽米保育園及び 晴山保育園の園長に限る。）
[略]	
教育委 事務局	教育次長 担当主幹
委員会の 事務局 等	[略]
[略]	

29 野田村

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育次長
委員会の 事務局 等	[略]

30 九戸村

組 織	職 員
[略]	
教育委 事務局	教育次長
委員会の 事務局 等	[略]

31 洋野町

組 織	職 員
-----	-----

[略]		
教育委	事務局	教育長 課長
員会の事務局等	[略]	
[略]		

32 一戸町

組 織	職 員	
[略]		
教育委	事務局	教育長 教育次長 課長 室長
員会の事務局等	[略]	
[略]		

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～17 [略]

18 奥州金ケ崎行政事務組合

組 織	職 員	
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者 課長 企画総務課の課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）	

[略]		
教育委	事務局	課長
員会の事務局等	[略]	
[略]		

32 一戸町

組 織	職 員	
[略]		
教育委	事務局	教育次長 課長 室長
員会の事務局等	[略]	
[略]		

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～17 [略]

18 奥州金ケ崎行政事務組合

組 織	職 員	
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者 課長 企画総務課の主幹及び課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、この規則による改正後の公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則別表第1の規定は適用せず、この規則による改正前の公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則別表第1の規定は、なおその効力を有する。

議案第3号

公平事務委託市町村等管理職員等指定基準の一部改正について

平成27年4月24日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

1 改正の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

教育長を削除すること。

3 適用期日（附則関係）

- (1) 平成27年4月24日から適用すること。
- (2) 所要の経過措置を講ずること。

公平事務委託市町村等管理職員等指定基準の一部改正

改正前			改正後		
別表 第1 (市 本庁)			別表 第1 (市 本庁)		
任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項	任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
[略]			[略]		
教育委員会 の事務局等	9 教育長及び教育次長又は教育次長に相当する職	[略]	教育委員会 の事務局等	9 教育次長又は教育次長に相当する職	[略]
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
[略]			[略]		
別表 第3 (町村 本庁)			別表 第3 (町村 本庁)		
任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項	任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
[略]			[略]		
教育委員会 の事務局等	6 教育長及び教育次長又は教育次長に相当する職	[略]	教育委員会 の事務局等	6 教育次長又は教育次長に相当する職	[略]
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この基準は、平成27年4月24日から適用する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、この基準による改正後の公平事務委託市町村等の管理職員等指定基準別表第1及び第3の規定は適用せず、この基準による改正前の公平事務委託市町村等の管理職員等指定基準別表第1及び第3の規定は、なおその効力を有する。

公平事務委託市町村等
管理職員等指定基準

岩手県人事委員会

公平事務委託市町村等管理職員等指定基準

平成 19 年 3 月 1 日 岩手県人事委員会議決

第 1 趣旨

この基準は、岩手県人事委員会に公平事務を委託している市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「公平事務委託市町村等」という。）について、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき岩手県人事委員会が定める「公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則」（昭和 41 年 8 月 19 日人事委員会規則第 22 号）における管理職員等の指定基準及び指定手続について定めるものである。

第 2 指定基準

1 市

本庁にあっては別表第 1 に、公の施設等にあっては別表第 2 に掲げるいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定する。

2 町村

本庁にあっては別表第 3 に、公の施設等にあっては別表第 4 に掲げるいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定する。

3 一部事務組合及び広域連合

別表第 5 のいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定する。

第 3 管理職員等の指定手続

1 管理職員等の職の指定に当たっては、岩手県人事委員会は、当該公平事務委託市町村等からの「公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則」改正の内申を求めるものとする。ただし、法改正等による文言整理等実質的な指定内容に変更がないと認められる職については、同規則の改正内申によらず、岩手県人事委員会の職権により当該公平事務委託市町村等の了解を得て指定することがある。

2 第 2 の基準により難い特別の事情がある旨公平事務委託市町村等から申出があった場合には、岩手県人事委員会は、当該公平事務委託市町村等の組織機構、分掌する事務の内容、権限の分配等について詳細に説明した資料の提出を求め、個別に協議するものとする。

3 上記 2 の協議を行った場合には、岩手県人事委員会は、地方公務員法第 52 条第 3 項の規定の趣旨及び他市町村等の状況を勘案して指定の要否を判断するものとする。

第 4 管理職員等の指定の根拠条項について

別表 1 から別表 5 における管理職員等の指定に関する地方公務員法第 5 2 条第 3 項ただし書きの根拠条項の区分は次のとおりとする。

1 ただし書① 重要な行政上の決定を行う職員

2 ただし書② 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員

3 ただし書③ 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員

4 ただし書④ 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責

任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員

- 5 ただし書⑤ その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員(重要な政策権限は有しないが、部下職員の服務権限を有する等、当局の立場に立って部下を指揮監督する職員を含む。)

附 則 本基準は、平成 19 年 4 月 1 日以降に施行する「公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則」の改正から適用する。

附 則 1 本基準は、平成 27 年 4 月 24 日から適用する。

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号) 附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、この基準による改正後の公平事務委託市町村等の管理職員等指定基準別表第 1 及び第 3 の規定は適用せず、この基準による改正前の公平事務委託市町村等の管理職員等指定基準別表第 1 及び第 3 の規定は、なおその効力を有する。

別表 第1 (市 本庁)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
議会事務局	1 事務局の長の職	ただし書①
	2 事務局の長の職を直接補佐する職（市長の事務部局における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等以上の格付けの職に限る。）	ただし書②
市長の事務部局	3 会計管理者の職	ただし書①
	4 部長及び部長を直接補佐する職又はこれらと同等の格付の職で、かつ、同等の権限を有する職	ただし書① ただし書②
	5 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書②
	6 室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等の格付けにあり、行政改革等の組織の改革において重要な行政上の決定を担当する職	ただし書②
	7 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	ただし書③ ただし書④
	8 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織で、当該事務を担当する係長又はこれに相当する職	ただし書④ ただし書⑤
教育委員会の事務局等	9 教育次長又は教育次長に相当する職	ただし書①
	10 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書②
	11 人事、給与、服務若しくは職員団体に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	ただし書③ ただし書④
選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局	12 事務局の長の職（服務上の権限を有する部下職員1名以上の組織に限る。）	ただし書⑤

備考 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員は含めないものとする。

別表 第2 (市 公の施設等)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 比較的規模の大きい公の施設等の長の職（長が非常勤職員の場合には次席の者）で、服務上の権限を有する者（部下職員5名以上の施設に限る）	ただし書⑤
市長の事務 部局	2 総合出先機関の長の職	ただし書②
	3 総合出先機関の長の職を直接補佐する職（本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等以上の格付けの職に限る。）	ただし書②
	4 総合出先機関において本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織と同等の組織の長の職	ただし書②
	5 福祉事務所及び保育所等福祉に関する事務を所掌する機関の長の職（部下職員5名以上の組織に限る。）	ただし書⑤
	6 病院、診療所及び歯科診療所の長の職	ただし書⑤
	7 病院及び診療所の長の職を直接補佐する職	ただし書⑤
教育委員会 の事務局等	8 総合出先機関において本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織と同等の組織の長の職	ただし書②
	9 小中学校の校長及び教頭	ただし書⑤
	10 幼稚園の園長（部下職員5名以上の組織の長に限る。）	ただし書⑤

備考1 「総合出先機関」とは、市町村合併等の結果、本庁舎とそれ以外の庁舎の関係について「総合支所方式」(本庁機能を有する組織に対し一定区域の行政を担う組織が別があり、当該組織に総合支所長など統括する職がある場合)を採用した場合における合併前の旧市町村の本庁に相当する規模の組織を指し、住民窓口のみを担う出張所等は含まない。

なお、本庁舎とそれ以外の庁舎の関係について「分庁舎方式」(本庁機能を有する組織が本庁舎以外の庁舎にもある場合)を採用した場合は、当該分庁舎の組織は本庁の組織とみなす。

備考2 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務(併任)職員は含まないものとする。

備考3 「病院及び診療所の長の職を直接補佐する職」とは、副院長、事務局長、総看護師長等病院等の運営に携わる地位にある職をいうものとする。

別表 第3 (町村 本庁)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
議会事務局	1 事務局の長の職	ただし書①
町村長の事務部局	2 会計管理者の職	ただし書①
	3 部長及び部長を直接補佐する職又は部長がいない場合に室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職より上位の格付の職	ただし書①
	4 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書①
	5 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	ただし書② ただし書③
教育委員会の事務局等	6 教育次長又は教育次長に相当する職	ただし書①
	7 町村長部局と同等の室若しくは課又はこれに相当する組織を設置している場合、当該組織の長の職	ただし書②
	8 町村長部局と同等の人事、給与、服務若しくは職員団体に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者。	ただし書② ただし書③
選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局	9 事務局の長の職（服務上の権限を有する部下職員1名以上の組織に限る。）	ただし書⑤

備考 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員は含めないものとする。

別表 第4 (町村 公の施設等)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 比較的規模の大きい公の施設等の長の職（長が非常勤職員の場合には次席の者）で、服務上の権限を有する者（部下職員5名以上の施設に限る）	ただし書⑤
町村長の事務部局	2 保育所等福祉に関する事務を所掌する機関の長の職（部下職員5名以上の組織に限る。）	ただし書⑤
	3 病院、診療所及び歯科診療所の長の職	ただし書⑤
	4 病院及び診療所の長の職を直接補佐する職	ただし書⑤
教育委員会の事務局等	5 小中学校の校長及び教頭	ただし書⑤
	6 幼稚園の園長（部下職員5名以上の組織に限る）	

備考1 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員は含めないものとする。

備考2 「病院及び診療所の長の職を直接補佐する職」とは、副院長、事務局長、総看護師長等病院等の運営に携わる地位にある職をいうものとする。

別表 第5 (一部事務組合及び広域連合)

任命権者	管理職員として指定する職		根拠条項
共通	1 会計管理者の職 (地方自治法第 292 条関係)		ただし書①
	2 事務局の長の職		ただし書①
	専任職員数 10 人以上の団体	3 事務局の長の職を直接補佐する職にあり、かつ、秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を担当する者	ただし書②
		4 組合等を構成する市町村の本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等の職位にある者で服務上の権限を有する者 (部下職員 3 名以上の組織に限る)	ただし書③ ただし書⑤
		5 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を分掌する課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職 (組合等を構成する市町村の本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職と同等以上の職位にある者に限る)	ただし書③ ただし書④
	専任職員数 10 人未満の団体	6 事務局の長の職を直接補佐する職 (事務局の長が専任の職ではない場合に限る)	ただし書②

備考 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務 (併任) 職員及び消防職員は含めないものとする。